

改正教員免許法の現実！

ひきだ

正田教諭分限免職取消訴訟を 知って下さい！！

東京都小平市で公立中学の理科の教師をしていた正田哲也教諭は、2004年2月末、突然、教員として「不適格」という理由で「分限免職」されました。実験を多数取り入れた理科の授業、部活動、生徒指導、行事指導、地域での教育活動への参加等、教育活動に熱心に取組み、多くの生徒から慕われ、支持されていたのですが、新しく赴任してきた校長のもとで学校運営が強引に変質させられ、次々と教員が攻撃されて他校へ異動させられた末、マスコミを巻き込んだ「体罰」キャンペーンの中で、正田教諭は教育現場から引き離され、**研修措置を受けている途中で、「分限免職」という異例の「解雇」処分**を受けました。

2004年4月に東京都人事委員会に処分取消しを申し立て、審理されましたが、結局、2007年1月に請求は棄却されました。これを不服として2007年7月に東京地方裁判所に提訴しました。

力量ある教員を、強引な理由づけで、「不適格」と裁定し、「分限免職」で簡単に解雇できるになれば、今、公立学校で展開されている教員の教育活動への締め付けが、ますますエスカレートするのではないかと危惧しています。

子どもたちに、本当に子どもの成長を願い、その願いに対応できる**質の高い教育**を保障するためには、このような**不当な教員管理**の展開を食い止めなければならぬと思います。

そしてまた、「分限免職」処分の乱用は、労働争議の権利を奪われている公務員にとって、その労働権（基本的人権）を侵害する**不当労働行為**でもあります。

改正教員免許法の『分限免職』処分がこのような形で**有能で良心的な教師を排除する暴力**として使われる**現実**に強くショックを受け、怒りがこみ上げています。（大学教員）

小学校から大学まで色々な先生に出会い、習いましたが、正田先生程、**生徒に親身になってくれる素敵な先生**に出会った事はありません。まさに金八先生の様です。（教え子）

本件の裁定結果が**教員志望の若い人たちに及ぼす影響**のことを、どうしても考えざるを得ません。...教員志望者は、その**志望自体を放棄するか、...教職に就く時点での高い理想と志気を抱けぬままに教職に就いていくということになりかねません。**（大学教員 - 「教員文化」研究者）

2007年9月3日、10月22日、12月10日、2008年2月19日、5月27日、8月5日、

10月14日に公判が開かれました。

次回第8回公判は

2008年12月9日(火)午後4時半～東京地裁528号法廷。 そ

の後、報告会も行います。**是非、傍聴をお願いします！**

= 2006年7月に都人事委員会に提出した請求人最終陳述書（ホームページに掲載）を読まれますと、この事件・処分の不当性が詳しくお分かりになると思いますので、是非ご覧ください。

= 署名運動を行っています。裁判官への陳述書・正田教諭への支援メッセ - ジも集めています。どうぞご支援ください。

問い合わせは「正田教諭分限免職取消訴訟支援の会」事務局まで

eメール yfe12833@nifty.com ホームページ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>